

東日本大震災避難者への支援メニュー一覧(倉敷市)

	事業名
1	健康相談
2	保育相談・育児相談
3	母子保健サービス
4	妊産婦乳児健康診査・新生児聴覚診査
5	母子健康手帳の交付
6	保育所の入所・保育料の免除
7	1歳6か月児、3歳児の健康診査、2歳児歯科健康診査
8	予防接種の無料実施
9	市立短期大学主催の育児イベント等への参加
10	児童扶養手当・児童手当添付書類の省略
11	児童扶養手当の所得制限取扱いの特例
12	放課後児童クラブの保育料の免除
13	就学支援
14	就農相談
15	医療健診等の受診料の免除
16	介護保険料の減免
17	国民健康保険料の減免
18	後期高齢者医療保険料の減免
19	軽自動車税の非課税・課税除外措置
20	固定資産税・都市計画税の軽減措置
21	国民年金保険料の減免
22	証明事務手数料の免除
23	納税証明事務手数料の免除
24	障害者総合支援法に基づく各種サービス
25	地域生活支援事業
26	図書館利用者カードの発行
27	情報提供
28	避難者のつどい

～東日本大震災避難者への支援メニューについて（倉敷市）～

	支援事業の名称	事業内容		担当課 連絡先
1	健康相談	支援内容	通常の健康相談に加え、震災に伴う精神的ストレスなどの心の健康相談をお受けします。	保健課 086-434-9800
		手続きの方法	電話での相談 詳細は担当課にお問い合わせください。	
2	保育相談・育児相談	支援内容	子育て、育児について、不安を抱えている保護者を対象に、相談をお受けします。	保育・幼稚園課 086-426-3311
		手続きの方法	詳細は担当課にお問い合わせください。	
3	母子保健サービス	支援内容	保健師の家庭訪問指導等の母子保健サービスが受けられます。	健康づくり課 各保健推進室 086-434-9820
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
4	妊産婦乳児健康診査・新生児聴覚診査	支援内容	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査が受けられます。また、新生児聴覚診査にかかる費用を一部補助します。	健康づくり課 各保健推進室 086-434-9820
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
5	母子健康手帳の交付	支援内容	倉敷市のおよこ健康手帳（母子健康手帳）を交付します。	健康づくり課 各保健推進室 086-434-9820
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
6	保育所の入所・保育料の免除	支援内容	住民登録の移転をしなくても、入所が可能です。保育所の保育料を免除します。	保育・幼稚園課 各支所福祉課 086-426-3311
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
7	1歳6か月児、3歳児の健康診査 2歳児歯科健康診査	支援内容	個人負担なしで受診できます。	健康づくり課 各保健推進室 086-434-9820
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
8	予防接種の無料実施	支援内容	申し出により、無料で予防接種が受けられます。	保健課 086-434-9810
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」の方で倉敷市が認めている予防接種において、対象年齢の方 詳細は担当課にお問い合わせください。	

～東日本大震災避難者への支援メニューについて（倉敷市）～

	支援事業の名称	事業内容		担当課 連絡先
9	市立短期大学主催の 育児イベント等への 参加	支援内容	市立短期大学の主催する親子交流広場などの育児イベント、公開講座に参加できます。	市立短期大学 086-473-1860
		手続きの方法	詳細は担当課にお問い合わせください。	
10	児童扶養手当・児童 手当添付書類の省略	支援内容	本市に転入された方で、新たに申請される場合、児童扶養手当は、戸籍謄本や住民票等、また、児童手当は住民票等の省略をすることができます。	子育て支援課 各支所福祉課 086-426-3314
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
11	児童扶養手当の所得 制限取扱いの特例	支援内容	倉敷市に転入された受給者の方で、住宅、家財などがその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた方は、所得制限の取扱いの特例を受けられます。	子育て支援課 各支所福祉課 086-426-3314
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
12	放課後児童クラブの 保育料の免除	支援内容	放課後児童クラブに入所される児童の保育料を免除します。	子育て支援課 086-426-3314
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
13	就学支援	支援内容	小学校・中学校への学用品費や給食費等を支給。また、高校生に奨学金を支給。	学事課 086-426-3825
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
14	就農相談	支援内容	市内での就農を検討したい方に相談や情報提供などを行います。	農林水産課 086-426-3425
		手続きの方法	詳細は担当課にお問い合わせください。	
15	医療検診等の受診料 免除	支援内容	生活習慣病予防健診、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、女性の一般健診、歯周病検診等が無料で受診できます。	健康づくり課 各保健推進室 086-434-9866
		手続きの方法	対象：被災地に住民票を残したまま本市に避難し、居住している罹災・被災者で、住民登録自治体及び保険者が倉敷市で実施する健（検）診の受診機会がない方	

～東日本大震災避難者への支援メニューについて（倉敷市）～

	支援事業の名称	事業内容		担当課 連絡先
16	介護保険料の減免	支援内容	介護保険料及び利用者負担額の減免	介護保険課 086-426-3343
		手続きの方法	対象：原発事故警戒区域等から倉敷市に転入された方 詳細は担当課にお問い合わせください。	
17	国民健康保険料の減免	支援内容	国民健康保険料及び一部負担金等の減免等	国民健康保険課 086-426-3281
		手続きの方法	対象：原発事故警戒区域等から倉敷市に転入された方 詳細は担当課にお問い合わせください。	
18	後期高齢者医療保険料の減免	支援内容	後期高齢者医療保険料及び一部負担金等の減免等	医療給付課 086-426-3395
		手続きの方法	対象：原発事故警戒区域等から倉敷市に転入された方 詳細は担当課にお問い合わせください。	
19	軽自動車税の非課税・課税除外措置	支援内容	・代替自動車に係る軽自動車税の非課税（震災により減失又は損壊した車両の代わりとして取得したもの） ・震災で使用不能となった被災車両の課税除外	税制課 086-426-3175
		手続きの方法	対象：「罹災・被災された倉敷市納税者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
20	固定資産税・都市計画税の軽減措置	支援内容	・地方税法の規定による被災代替土地・家屋の軽減措置	資産税課 086-426-3195
		手続きの方法	対象：「罹災・被災された倉敷市納税者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
21	国民年金保険料の減免	支援内容	国民年金保険料の免除申請・学生納付特例申請	市民課 086-426-3291
		手続きの方法	・被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、概ね2分の1以上の損害を受けられた方 ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方	
22	証明事務手数料の免除	支援内容	住民票の写し等の証明手数料の免除	市民課 086-426-3265
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	

～東日本大震災避難者への支援メニューについて（倉敷市）～

	支援事業の名称	事業内容		担当課 連絡先
23	納税証明事務手数料の免除	支援内容	納税証明等に係る手数料の免除	税制課 資産税課 086-426-3175 086-426-3191
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
24	障害者総合支援法に基づく各種サービス	支援内容	・補装具費の支給 ・介護給付費等の減免 ・自立支援医療の利用者負担額等の減免 ・療養介護医療の減免 被害の程度に応じて利用者負担額を減免します。	障がい福祉課 各支所福祉課 086-426-3305
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」の方で、倉敷市に転入された方 詳細は担当課にお問い合わせください。	
25	地域生活支援事業	支援内容	・移動支援 ・日中一時支援 ・日常生活用具の給付 ・在宅重度障がい者等訪問入浴サービス料 被害の程度に応じて利用者負担額を減免します。	障がい福祉課 各支所福祉課 086-426-3305
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」の方で、倉敷市に転入された方 詳細は担当課にお問い合わせください。	
26	図書館利用者カードの発行	支援内容	利用者カードを作り、市内の図書館が利用できます。	中央図書館 086-425-6030
		手続きの方法	対象：「罹災・被災者」 詳細は担当課にお問い合わせください。	
27	情報提供	支援内容	広報紙や生活支援に関する情報提供をします。	防災推進課 086-426-3131
		手続きの方法	詳細は担当課にお問い合わせください。	
28	避難者のつどい	支援内容	避難者等の交流の場として、避難者のつどいを開催します。	防災推進課 086-426-3131
		手続きの方法	詳細は担当課にお問い合わせください。	